

## 第 628 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 7 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎						

4 欠席委員（2 人）

3	丸 文浩	14	鈴木 伸江				
---	------	----	-------	--	--	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

6 説明員（2 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、南

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会  
の意見について

専決処分報告について



第 628 回 富津市定例農業委員会

発言者	発 言 内 容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 628 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、現在 4 番 川口委員と 14 番 鈴木伸江委員が欠席ということで、委員 14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。（12 月にかずさアカデミアホールで開催されたいきいき交流会について報告とお礼）</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思ひます。よろしくご協力のほどお願ひいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 628 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p>

議長	<p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>12番 安田委員、13番 小柴委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第1号】</b></p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第1号1番について、申請地を1月5日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ富津集出荷場より西の方向1000m付近に所在する農地で休耕地となっております。</p> <p>申請地は、メロン栽培事業を始めるため先月、農地法第3条許可により取得した農地に隣接している場所です。</p> <p>メロン栽培に必要な育苗ハウス等の設置を行いたく、売買による所有権移転の申請であります。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、メロン栽培を始めるため先月農地法第3条の許可を得て農地を取得した者であります。</p> <p>育苗ハウスや、倉庫ハウスが必要なことから、隣接の休耕地であった申請地の購入の申出を行い、合意が整ったことから本申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地724㎡、権利者の耕作面積1,354㎡、農作業歴1年、従農数は臨時雇用者を含め2名であります。</p>

議長	<p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。 以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、 7番 渡邊委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第1号2番について、申請地を1月5日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天羽小学校より南東の方向600m付近に位置する農地で休耕地となっております。</p> <p>権利者は、将来環境の良い場所への移住し、農作業をしたく物件を探していたところ、条件面で良かった申請地を、売買による所有権移転の本申請であります。</p> <p>営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが居住地より遠く、今後も耕作が出来ないことから離農のため売却を考えておりました。</p> <p>権利者は、会社退職後、借家より自然環境の良い場所へ移住し農作業を楽しみに生活したいと考えていたところ、住家と農地を備えた本</p>

<p>議長</p>	<p>案件が条件面でも良かったことから、売買による所有権移転を行う為の申請であります。</p> <p>農業技術の取得に関しては、既に、義務者を通じて地元の方から指導を受けることとなっております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 214 m<sup>2</sup>、耕作面積は新規就農者のためありません。従農数 1 名であります。</p> <p>よろしくご審議の程、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号 3 番と 4 番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、5 番稲村委員お願いします。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>議案第 1 号 3 番 4 番について、権利者が同一ですので一括して説明いたします。</p> <p>申請地を 1 月 5 日に確認しました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より北西の方向 300m 付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は相続により取得しましたが、耕作手段も無く今後も自作することが不可能なため、権利者へ売却の申出を行い受諾されたことから、売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、自作が不可能な義務者の農地の耕作を引き受けておりました。今回、売却の申出があり、自作地に近くまた、自宅からも近いことなど、経営規模拡大に適した立地条件であったことから受諾し、本申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 2 筆 1976 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積 6 万 2,973 m<sup>2</sup>、農作業歴 59 年、従農数 3 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番から 4 番ですが、権利者及び地区が同一ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p>

<p>渡邊委員</p>	<p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、7番渡邊委員お願いします。</p> <p>議案第2号1番から4番について申請地を1月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>1番から3番は天神山コミュニティセンターより南東の方向約1.5km、4番は梨沢公民館より北の方向約500mにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、1番から3番は所有権移転、4番は賃借権設定を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>議案第2号5番と6番ですが、権利者及び地区が同一ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第2号5番から6番について申請地を12月31日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p>

	<p>5番は旧環南小学校より北の方向約900m、6番は旧環南小学校より北の方向約750mにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、5番は賃借権設定、6番は所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和7年第1次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号7-1-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] [REDACTED] 田 136 m<sup>2</sup>、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借権、利用内容 畑、期間 20年の新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号7-1-45まで、合計で貸し手11名、借り手1名、筆数45筆、面積36,473 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、5ページが、利用権の設定を受ける借り手の農業経営の状況でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p> <p>こちらは、富津3地域の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします</p>
<p>事務局（平野係長）</p>	<p>議案第4号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を定めるにあたり、同法同条第6項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和6年12月13日付で富津3地域における地域計画案が示され、意見照会がありました。</p> <p>農業委員会は、この案についての意見を提出することとなっております。つきましては、本計画案に対しての意見を求めたく上程するものであります。</p> <p>この後、地域計画（案）につきまして、担当課の農林水産課より説明をいただきますのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案についての事務局の説明は以上です。続いて、計画の内容について、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として出席いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>（声：異議なし） それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課（磯貝係長）</p>	<p><b>【市農林水産課入室着席】</b></p> <p>それでは、私のほうから配布させていただきました、議案第4号富津3地域 地域計画（案）について説明させていただきます。</p>

まず、本日配布の地域計画の今後の予定（富津3地域）をご覧ください。

地域計画を策定するに当たりましては、協議の場の設置から始まり、地域計画（目標地図含む）（案）の作成、農業者への説明会や関係者への意見聴取を行い、公告し、策定することとなっております。

次に進みまして関係者への意見聴取ということでありまして、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとするとき、あらかじめ、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

1枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）ですが、人・農地プランでは「中心経営体」として位置付けられていた者が、概ね10年後の地域内の担い手の耕作者として記載することとなっております。

富津3地域につきましては、認定農業者5経営体、農用地等を継続的に利用する3経営体が将来の担い手となっております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の10年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の10年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいるオレンジ色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

地図内の凡例をご覧ください。

担い手AからHと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に白色で着色の「自作」と灰色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）にお戻りいただきたいと思っております。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

#### 1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、地域内の耕作者が離農等により減少が見込まれること、有害獣による被害が確認されていることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、経営規模にしましては、離農を志向する経営体が主であり、課題である高齢化や離農による遊休農地化を防ぐために、大規模経営体への集積・集約化を進める旨を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

	<p>以上が地域計画（案）の説明でございます。</p> <p>詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。</p> <p>次に、本日配布の地域計画の今後の予定（富津3地域）を再度ご覧ください。</p> <p>今後の予定であります。</p> <p>現在、関係機関への意見聴取を行っておりまして、回答期限を1月24日としております。</p> <p>その下になります、説明会や意見聴取の内容を反映し地域計画（案）の公告を2週間行い、その結果を反映し地域計画を策定していきたいと考えております。</p> <p>このようなことから、農業委員会としての意見を1月24日までにいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の金曜日1月17日までに農業委員会事務局へ提出していただきたいと思っております。</p> <p>なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。</p> <p>以上で、議案第4号富津3地域 地域計画（案）について説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がございますか。</p>
	<p>説明を受けて、すぐその場で意見というのも難しいでしょうから、1月17日までに事務局まで意見のある方は連絡をいただきたいと思っております。</p>
	<p>農業委員会の意見としては期日までにとりまとまりましたら、事務局から市長に報告願います。</p>
	<p><b>【市農林水産課退室】</b></p>
議長	<p><b>【専決処分報告について】</b></p>
	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局よりお願いします。</p>

<p>局長（棟方）</p>	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動4件です。1番と2番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が640.46㎡、2番が305㎡です。</p> <p>3番は資材置場及び駐車場として所有権移転するもので、面積は536㎡です。</p> <p>4番は宅地造成として所有権移転するもので、面積は1,486㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（1/17 合同研修会及び新年会について）樋口</p> <p>（3/10 に定例会を変更したことについて）平野</p>
<p>議長</p>	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、2月5日水曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時15分</p>